

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(千葉県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
千葉県 千葉市 市川市 船橋市 松戸市 柏市 市原市 佐倉市 八千代市 我孫子市 浦安市 習志野市 木更津市 流山市	木造	屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事(枠組壁工法を用いた建築物の場合は、屋根の小屋組の工事及び耐力壁の工事)	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装の工事(屋根ふきの工事を除く)及び内装の工事
	S造	一階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆の工事、外装の工事及び内装の工事
	RC造	地階を除く階数が一の建築物にあつては屋根及びはり(基礎ばりを除く。)の配筋の工事、地階を除く階数が二以上の建築物にあつては二階のはり及び床の配筋の工事	地階を除く階数が一の建築物にあつては屋根及びはり(基礎ばりを除く。)のコンクリートの打ち込みの工事、地階を除く階数が二以上の建築物にあつては二階のはり及び床のコンクリートの打ち込みの工事
	SRC造	一階の鉄骨その他構造部材の建て方の工事	地階を除く階数が一の建築物にあつては屋根及びはり(基礎ばりを除く。)のコンクリートの打ち込みの工事、地階を除く階数が二以上の建築物にあつては二階のはり及び床のコンクリートの打ち込みの工事
	上記構造以外	地階を除く階数が一の建築物にあつては屋根版の取付けの工事、地階を除く階数が二以上の建築物にあつては二階の床版の取付けの工事	構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎ぐいを除く。)を覆う外装の工事及び内装の工事
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 法第7条の3第1項第1号の政令で定める特定工程を除き、上記の主要な構造が2以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工する工程を、上記の主要な構造のいずれかの工程を2以上の工区に分けて施工する場合は、2以上に分けた工区のうちいずれか早期に施工する工区の工程を特定工程とする。 法第7条の3第6項の政令で定める特定工程後の工程を除き、既存建築物の全部又は一部が存することのみにより建築基準関係規定に適合しない場合は、最上階の内装の工事を特定工程後の工程とする。 	

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(千葉県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
千葉県 千葉市 市川市 船橋市 松戸市 柏市 市原市 佐倉市 八千代市 我孫子市 浦安市 習志野市 木更津市 流山市	<p>新築 増築 改築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建ての住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)で次の各号のいずれかに該当する規模のもの <ol style="list-style-type: none"> 1 地階を除く階数が3以上のもの 2 床面積の合計が100㎡を超えるもの(自己の居住の用に供するものを除く) ・ 長屋(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)で地階を除く階数が3以上のもの ・ 共同住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)で地階を除く階数が3以上のもの ・ 建築基準法施行令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等又は介護老人保健施設でその用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡を超えるもの ・ 地階を除く階数が3以上の建築物で3階以上の階において次のいずれかの用途に供する部分を有するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は集会場 2 病院又は診療所 3 ホテル、旅館又は下宿 4 店舗又は飲食店 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第18条及び第85条の適用を受けるもの ・ 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるもの 	H27.4.1～H32.3.31

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。